国家市場監督管理総局

「専利代理管理弁法 (意見募集稿)」の改正に関する 説明

2019年3月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利代理管理弁法(意見募集稿)」の改正に関する説明

一、改正背景とその必要性

2003年に国家知識産権局は「中華人民共和国専利法」「専利代理条例」及び国務院の関連規定に基づき、「専利代理管理弁法」(2011年と2015年に改正)を制定しかつ公布し、専利代理機構、専利代理人に対して監督と管理を行ってきた。「専利代理管理弁法」の公布・施行は、専利代理業界の正常な秩序を保ち、業界の健全な発展を促進する上で積極的な役割を果たした。弁法が実施されて以来、専利代理業界の規模が安定的に拡大し、専利代理人材の素質が全面的に向上し、サービス能力が著しく高まった。

改正後の「専利代理条例」(以下、「条例」という)は、国務院令第706号により公布され、2019年3月1日から施行される。条例の順調な施行を保証し、専利代理業界の発展の新情勢に適応し、革新駆動型発展のためのより良いサポートを提供するために、「専利代理管理弁法」の改正は必要となった。

二、改正過程

国家知識産権局の規則制定計画に基づき、国家知識産権局は2017年に「専利代理管理 弁法」の改正業務を開始した。改正過程において、相次いで北京、重慶、四川、広東等の 地方へ調査研究し、専利代理機構、革新主体及び業界行政管理部門座談会を複数回開催し、 各方面の意見と提案を聴取した。これを踏まえて、研究・討論を経て「専利代理管理弁法 (意見募集稿)」を形成し、2018年12月に社会に向けて公開的に意見募集を行い、また 公文発布、調査研究、座談等様々な方式を通じて国務院の他の関係部門、国防知識産権局、 各地方の知識産権局、代理人協会及びその他の関連主体から意見を募集した。各方面意見 の研究、吸収を経て、国家知識産権局は更なる改正・改善を行った上で、「専利代理管理 弁法(送審稿)」を形成し、市場監督管理総局に提出して審議を受けた。

市場監督管理総局は審査過程において、関係部門及び一部の省級市場監督管理局への意見・建議募集を経て、「専利代理管理弁法」を改正・改善し、「専利代理管理弁法(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)を形成した。ここに、社会に向けて再び公表し、意見募集を行う。

三、改正の構想及び主要内容

今回の改正について、政府職能の転換、「放管服」(行政簡素化と権限委譲、権限委譲と 監督・管理強化の両立、サービスの最適化)改革の需要への適応、条例改正後の関連規定 の確実な実行、専利代理業界自体の問題の解決、業界発展の促進に重点を置いた。「専利 代理管理弁法(意見募集稿)」は計7章、60条からなる。具体的な改正内容は次のとおり である。

(一) 専利代理機構の執業参入制度の改善

条例の規定により、意見募集稿は専利代理機構の組織形態、執業参入条件等についてより具体的な要求を行った。第一に、現行「専利代理管理弁法」における専利代理機構の設立条件を、専利代理機構執業許可証の申請条件に相応して調整した(第 15 条)。第二に、国家知識産権局が一部の省・自治区における機構参入条件の緩和において得られた試行業務経験と結び付けて、現行「専利代理管理弁法」における「有限責任公司形態の専利代理機構の全出資者が資格証書と専利代理従業経験を有しなければならない」という要件を、「5 分の 4 以上の出資者及び会社の法定代表者が相応の条件を備えればよい」に改正し(第 11 条)、パートナーシップ企業形態の専利代理機構のパートナー数に関する要件について3 名から2 名に下げ(第 10 条)、弁護士事務所による執業許可証の申請条件をもそれ相応に緩和した(第 12 条)。第三に、専利代理機構執業許可証の申請にあたり提出する必要がある申請資料を簡素化し、さらに審査期間を短縮した(第 15 条、第 16 条)。

(二) 専利代理師の執業参入制度の改善

条例では、専利代理師の執業参入制度を調整し、専利代理師の執業証管理制度を取り消し、専利代理師の執業届出制度を確立した。これにより、意見募集稿では、専利代理師の執業届出制度について具体的な規定を行った。第一に、現行「専利代理管理弁法」における執業証にかかる関連規定を取り消し、「執業証の授与条件」を「専利代理師執業条件」に調整し、執業最大年齢の制限を取り消した(第 26 条)。第二に、専利代理師の執業届出の具体的な手続を明確にし、専利代理師が初めての執業、執業変更等の状況において、専利代理機構所在地の省級専利業務管理部門に執業届出、届出変更を行わなければならないと規定した(第 28 条、第 29 条)。第三に、国家知識産権局が執業届出の関連情報を社会に公表すると規定した(第 46 条)。

(三) 専利代理業界の自律建設の強化

専利代理業界組織の建設を強化し、業界発展の促進における業界自律ならではの役割を 発揮するために、意見募集稿では、関連規定を行った。第一に、総則部分で専利代理業界 組織の位置付けを明確にした(第4条)。第二に、「専利代理業界組織」という一章を追加 し、国家知識産権局及び省級人民政府の専利業務管理部門による業界組織に対する監督管理の職責、業界組織の履行すべき職責を明確にした(第30条~第34条)。

(四) 専利代理の監督管理の強化

条例に規定する各制度の確実な実行を保障し、委託者の合法的権益を保護するために、 意見募集稿では、専利代理活動に対する事中・事後監督管理を強化した。第一に、専利代 理機構信用監督管理制度を改善した。専利代理機構の年度報告書、経営異常名簿及び重大 違法信用失墜名簿等の関連規定を明確にした(第 35 条~第 39 条)。第二に、専利代理機 構と専利代理師の執業活動に対する国家知識産権局と省級人民政府の専利業務管理部門 の検査・監督に関する職責分業、検査内容及び業務手続を改善した(第 40 条~第 46 条)。

(五) 専利代理違法行為の処罰の強化

法による行政の原則を徹底実行し、実践における際立った問題を解決するために、意見募集稿では、専利代理違法行為の処罰をさらに強化した。第一に、原則・要求の更なる提出(第8条)、具体的な事由の明確化(第53条)、検査監督職責の規定(第42条)、苦情申立・通報体制の設立(第47条)を含めて、複数の措置を同時に講じて「闇代理」行為を取り締まった。第二に、代理の品質を高め、異常専利出願、専利審査業務の妨害等の行為を「管理を怠り、重大な結果をもたらした」専利代理違法行為として取り上げ(第52条)、また代理師署名責任を詳細化した(第55条)。第三に、「証書借用」等の行為を取り締まり、「専利代理機構執業許可証、専利代理師資格証が改竄、転売、賃貸、貸与された場合、国家知識産権局がその専利代理機構執業許可証、専利代理師資格証を取り上げる」と規定した(第54条)。